

新	旧
<p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>	<p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>
<p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>	<p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>
<p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>	<p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>
<p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>
<p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を</p>	<p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を</p>

新	旧
<p>経過した日) までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>経過した日) までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>325,000円</u></p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業(複数実施可能)</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>・<u>カウンセリング促進事業</u></p> <p>706,000円</p> <p>・<u>家族療法事業</u></p> <p><u>1,991,000円</u></p> <p>・<u>ファミリーグループカンファレンス事業</u></p> <p><u>3,609,000円</u></p> <p>・<u>宿泊型事業</u></p> <p><u>4,355,000円</u></p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>2,108,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>511,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>326,000円</u></p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>・<u>「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」</u></p> <p>706,000円</p> <p>・<u>「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合</u></p> <p><u>2,698,000円</u></p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>2,156,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>511,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

新		旧	
6 専門性強化事業	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 250,000円	6 専門性強化事業	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 272,000円
7 一時保護機能強化事業	児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)	7 一時保護機能強化事業	児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)
8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (複数実施可能)	・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体活動推進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円 ・民間団体育成事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,253,000円	8 市町村及び民間団体との連携強化事業	・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体との連携 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円
9 24時間・365日体制強化事業	児童相談所1か所当たり 5,637,000円	9 24時間・365日体制強化事業	児童相談所1か所当たり 5,637,000円
10 児童福祉司任用資格取得のための研修	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 691,000円	10 児童福祉司任用資格取得のための研修	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 711,000円
11 評価・検証委員会設置促進事業	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 992,000円	11 評価・検証委員会設置促進事業	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,000,000円
12 保護者指導支援事業	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 5,000,000円	12 保護者指導支援事業	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 5,000,000円

新				旧			
ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 615,680円</p> <p>(ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合)</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,815円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p> <p>削除</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2	ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,750円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p> <p>4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2
児童家庭支援センター運営等事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等</p>	1/2	児童家庭支援センター運営等事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等</p>	1/2